

沖縄労働局発表  
平成31年4月10日(水)

平成31年4月10日

【照会先】

職業安定部長 村上 優作

職業対策課長 渡真利 直人

(電話) 098-868-3701

(FAX) 098-951-3507

## 平成30年 沖縄県内の障害者雇用状況の集計結果

### ～実雇用率、雇用障害者数ともに過去最高を更新～

沖縄労働局では、このほど、沖縄県内の民間企業における、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数45.5人以上に拡大）。

#### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○実雇用率、雇用障害者数ともに過去最高を更新。

- ・実雇用率は2.73%（前年2.43%）、前年より0.30ポイント上昇。全国1位（前年6位）
- ・雇用障害者数は4,675.0人（前年3,976.0人）、前年より17.6%（699.0人）増加

○法定雇用率達成企業の割合は57.7%（前年61.6%）、前年より3.9ポイント低下

- ・対象企業985社、法定雇用率達成企業568社

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は4,675.0人で、前年より17.6%（699.0人）増加し、15年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,520.5人（対前年比11.4%増）、知的障害者は1,317.5人（同7.1%増）、精神障害者は837.0人（同73.1%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、7年連続で過去最高の2.73%（前年は2.43%）、法定雇用率達成企業の割合は57.7%（同61.6%）であった。

〔第1表、グラフ(1)(2)〕

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で799.5人（前年は50～100人未満規模企業で667.0人）、100～300人未満で1,687.0人（前年は1,334.0人）、300～500人未満で584.5人（同527.0人）、500～1,000人未満で637.5人（同528.5人）、1,000人以上で966.5人（同919.5人）と45.5～100人未満規模企業で前年を下回り、その他の規模企業では前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で2.52%（前年は50～100人未満規模企業で2.35%）、100～300人未満で2.90%（前年は2.32%）、300～500人未満で3.05%（同2.86%）、500～1,000人未満で3.02%（同2.94%）、1,000人以上で2.35%（同2.22%）となった。  
なお、民間企業全体の实雇用率2.73%（同2.43%）と比較すると、100～300人未満、300～500人未満、500～1,000人未満規模企業が実雇用率以上となっている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満規模企業で51.9%（前年は50～100人未満規模企業で54.1%）、100～300人未満で63.0%（前年は68.4%）、300～500人未満で62.7%（同58.2%）、500～1,000人未満で64.7%（同80.0%）、1,000人以上で63.2%（同65.0%）となった。

〔第2表〕

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」以外の業種で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「製造業」2.51%（前年は2.54%）、「運輸業、郵便業」2.82%（同2.50%）、「卸売業、小売業」2.25%（同2.14%）、「金融業・保険業」2.22%（同2.14%）、「生活関連サービス業、娯楽業」4.66%（同4.59%）、「医療、福祉」3.81%（同2.95%）、「複合サービス事業」3.12%（3.11%）、「サービス業」2.52%（2.11%）が法定雇用率を上回っている。

〔第3表〕

第1表 民間企業における障害者の雇用状況(総括表) (法定雇用率 2.2%適用)

区分	① 企業数	② の法定雇用障害者数となる労働者数の算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③E+④E+⑤C	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100	
			A 重度身体障害者	B (身体障害者以外)	C (重度身体障害者)	D (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B (知的障害者以外)	C (短時間)	D (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 精神障害者	B (精神障害者)	C 合計 ※注4 当のうち、注4に該当する者					
H30年計	985	171,122.0	682	859	188	219	2,520.5	201	694	68	307	1,317.5	350	575	399	837.0	4,675.0	2.73 %	568	57.7 %
H29年計	899	163,869.5	621	777	158	171	2,262.5	195	631	59	300	1,230.0	319	329	-	483.5	3,976.0	2.43 %	554	61.6 %

- 注：1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の合計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. 平成30年4月1日から精神障害者である短時間労働者のうち、雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方は1人を1人としてカウントしている。

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② の法定雇用障害者数となる労働者数の算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③E+④E+⑤C	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100	
			A 重度身体障害者	B (身体障害者以外)	C (重度身体障害者)	D (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B (知的障害者以外)	C (短時間)	D (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 精神障害者	B (精神障害者)	C 合計 ※注4 当のうち、注4に該当する者					
45.5～ 100人未満	478	31,670.0	93	146	33	44	387.0	49	102	19	51	244.5	50	149	87	168.0	799.5	2.52 %	248	51.9 %
	#####	(28,400.0)	(93)	(111)	(33)	(33)	(346.5)	(45)	(94)	(12)	(57)	(224.5)	(44)	(104)	-	(96.0)	(667.0)	(2.35) %	(219)	(54.1) %
100～ 300人未満	395	58,096.5	257	302	86	98	951.0	33	180	19	106	318.0	119	323	275	418.0	1,687.0	2.90 %	249	63.0 %
	#####	(57,599.0)	(239)	(269)	(56)	(73)	(839.5)	(40)	(170)	(23)	(96)	(321.0)	(106)	(135)	-	(173.5)	(1,334.0)	(2.32) %	(266)	(68.4) %
300～ 500人未満	59	19,146.5	77	97	16	28	281.0	46	102	12	47	229.5	51	30	16	74.0	584.5	3.05 %	37	62.7 %
	(55)	(18,418.5)	(65)	(99)	(16)	(24)	(257.0)	(42)	(102)	(10)	(44)	(218.0)	(40)	(24)	-	(52.0)	(527.0)	(2.86) %	(32)	(58.2) %
500～ 1,000人未満	34	21,140.5	108	135	22	21	383.5	21	97	11	41	170.5	58	37	14	83.5	637.5	3.02 %	22	64.7 %
	(30)	(18,004.5)	(90)	(116)	(18)	(8)	(318.0)	(24)	(75)	(4)	(24)	(139.0)	(62)	(19)	-	(71.5)	(528.5)	(2.94) %	(24)	(80.0) %
1,000人以上	19	41,068.5	147	179	31	28	518.0	52	213	7	62	355.0	72	36	7	93.5	966.5	2.35 %	12	63.2 %
	(20)	(41,447.5)	(134)	(182)	(35)	(33)	(501.5)	(44)	(190)	(10)	(79)	(327.5)	(67)	(47)	-	(90.5)	(919.5)	(2.22) %	(13)	(65.0) %
H30年計	985	171,122.0	682	859	188	219	2,520.5	201	694	68	307	1,317.5	350	575	399	837.0	4,675.0	2.73 %	568	57.7 %
H29年計	(899)	(163,869.5)	(621)	(777)	(158)	(171)	(2,262.5)	(195)	(631)	(59)	(300)	(1,230.0)	(319)	(329)	-	(483.5)	(3,976.0)	(2.43) %	554	(61.6) %

- 注：第1表の注と同じ  
：( )内は、平成29年の数値である  
：「45.5～100人未満」の平成29年の数値は「50～100人未満」

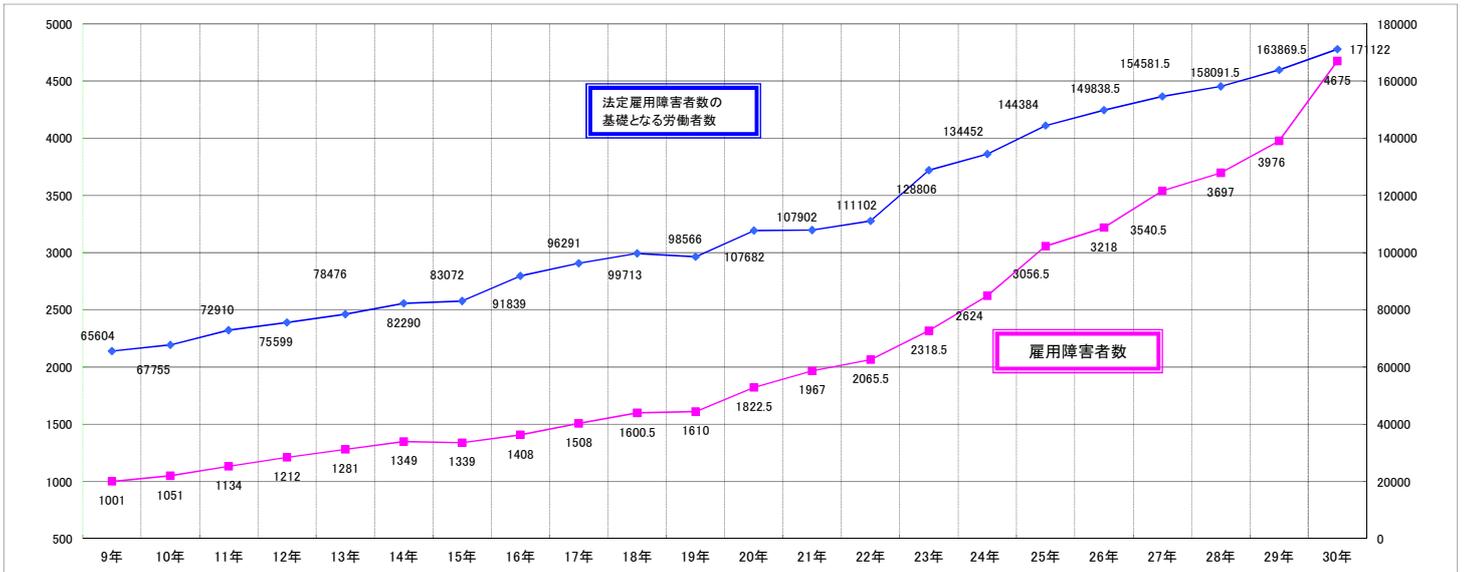
第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	①		③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥	⑦	⑧	⑨	
	企業数	の法定雇用となる障害者数 の算定	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	障害者の数 ③E+④E+⑤C	実 雇 用 率 ⑥÷② ×100	法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 数	達 成 割 合 ⑧÷① ×100	
			重 度 身 体 障 害 者	(重 度 障 害 者 以 外)	(重 度 障 害 者 以 外)	(重 度 障 害 者 以 外)	(重 度 障 害 者 以 外)	合 計 A×2+B+C+D×0.5	重 度 知 的 障 害 者	(重 度 障 害 者 以 外)	(重 度 障 害 者 以 外)	(重 度 障 害 者 以 外)	合 計 A×2+B+C+D×0.5	精 神 障 害 者	(精 神 障 害 者 以 外)					合 計 ※注4 当 う す ち る 者 注 4 に 該
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
農、林、漁業	2 (2)	109.0 (277.5)	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (8.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1.0 (8.0)	0.92% (2.88%)	1 (1)	50.0% (50.0%)
鉱業・採石業・砂利採取業	2 (-)	102.0 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (-)	0.98 (-)	1 (-)	50.0% (-)
建設業	56 (49)	5,327.5 (4,815.0)	25 (21)	25 (22)	2 (2)	0 (0)	77.0 (66.0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	6 (5)	1 (0)	1 (-)	7.0 (5.0)	90.0 (77.0)	1.69% (1.60%)	31 (27)	55.4% (55.1%)
製造業	79 (68)	9,977.5 (9,368.0)	39 (38)	38 (32)	4 (4)	8 (6)	124.0 (115.0)	17 (22)	57 (51)	0 (0)	18 (14)	100.0 (102.0)	21 (19)	6 (4)	5 (-)	26.5 (21.0)	250.5 (238.0)	2.51% (2.54%)	46 (41)	58.2% (60.3%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (2)	1,912.5 (1,804.5)	19 (18)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	41.0 (39.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	0 (-)	1.0 (0.0)	42.0 (39.0)	2.20% (2.16%)	2 (2)	66.7% (100.0%)
情報通信業	59 (57)	8,617.0 (8,438.0)	31 (32)	30 (28)	6 (8)	1 (0)	98.5 (100.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1.5 (1.0)	33 (32)	3 (2)	2 (-)	35.5 (33.0)	135.5 (134.0)	1.57% (1.59%)	25 (30)	42.4% (52.6%)
運輸業・郵便業	71 (64)	10,023.0 (9,461.5)	53 (40)	95 (91)	4 (7)	8 (11)	209.0 (183.5)	3 (3)	34 (22)	0 (0)	3 (3)	41.5 (29.5)	23 (19)	12 (10)	6 (-)	32.0 (24.0)	282.5 (237.0)	2.82% (2.50%)	45 (45)	63.4% (70.3%)
卸売業・小売業	188 (171)	38,733.5 (36,762.0)	101 (96)	136 (124)	26 (22)	26 (23)	377.0 (349.5)	46 (40)	265 (242)	17 (10)	84 (79)	416.0 (371.5)	50 (44)	44 (43)	12 (-)	78.0 (65.5)	871.0 (786.5)	2.25% (2.14%)	104 (108)	55.3% (63.2%)
金融業・保険業	13 (12)	6,649.5 (6,597.5)	36 (35)	49 (47)	0 (0)	1 (2)	121.5 (118.0)	2 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	6.0 (5.0)	20 (18)	0 (0)	0 (-)	20.0 (18.0)	147.5 (141.0)	2.22% (2.14%)	9 (8)	69.2% (66.7%)
不動産業・物品賃貸業	26 (22)	2,785.5 (2,463.5)	10 (8)	12 (13)	2 (1)	1 (0)	34.5 (30.0)	3 (3)	13 (10)	0 (0)	1 (3)	19.5 (17.5)	4 (3)	1 (2)	1 (-)	5.0 (4.0)	59.0 (51.5)	2.12% (2.09%)	14 (11)	53.8% (50.0%)
学術研究・専門・技術サービス業	32 (28)	3,414.0 (3,010.5)	9 (10)	21 (14)	1 (0)	3 (1)	41.5 (34.5)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1.5 (1.5)	11 (12)	1 (4)	0 (-)	11.5 (14.0)	54.5 (50.0)	1.60% (1.66%)	13 (14)	40.6% (50.0%)
宿泊業・飲食サービス業	71 (69)	11,965.5 (11,951.0)	33 (34)	51 (36)	10 (4)	10 (9)	132.0 (112.5)	12 (9)	35 (37)	5 (6)	17 (19)	72.5 (70.5)	15 (16)	16 (8)	7 (-)	26.5 (20.0)	231.0 (203.0)	1.93% (1.70%)	39 (30)	54.9% (43.5%)
生活関連サービス業・娯楽業	47 (41)	8,011.0 (7,655.0)	47 (41)	50 (45)	3 (2)	5 (2)	149.5 (130.0)	51 (48)	87 (87)	3 (3)	13 (9)	198.5 (190.5)	21 (28)	7 (5)	1 (-)	25.0 (30.5)	373.0 (351.0)	4.66% (4.59%)	24 (26)	51.1% (63.4%)
教育・学習支援業	19 (14)	1,730.0 (1,440.0)	7 (6)	7 (7)	0 (0)	1 (2)	21.5 (20.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	2 (2)	0 (1)	0 (-)	2.0 (2.5)	24.5 (23.5)	1.42% (1.63%)	9 (10)	47.4% (71.4%)
医療・福祉	214 (200)	40,929.5 (38,985.5)	191 (169)	209 (195)	101 (87)	121 (90)	752.5 (665.0)	43 (46)	110 (93)	37 (32)	127 (128)	296.5 (281.0)	107 (87)	456 (232)	349 (-)	509.5 (203.0)	1,558.5 (1,149.0)	3.81% (2.95%)	149 (139)	69.6% (69.5%)
複合サービス事業	7 (4)	4,861.5 (4,742.5)	14 (13)	26 (25)	1 (1)	1 (2)	55.5 (53.0)	19 (19)	42 (40)	1 (1)	11 (13)	86.5 (85.5)	7 (8)	4 (2)	1 (-)	9.5 (9.0)	151.5 (147.5)	3.12% (3.11%)	2 (2)	28.6% (50.0%)
サービス業	96 (96)	15,973.5 (16,097.5)	67 (56)	106 (95)	28 (20)	33 (23)	284.5 (238.5)	5 (4)	40 (38)	4 (6)	31 (31)	69.5 (67.5)	29 (26)	24 (16)	14 (-)	48.0 (34.0)	402.0 (340.0)	2.52% (2.11%)	54 (60)	56.3% (62.5%)
平成30年計	985	171,122.0	682	859	188	219	2,520.5	201	694	68	307	1,317.5	350	575	399	837.0	4,675.0	2.73%	568	57.7%
平成29年計	899	163,869.5	621	777	158	171	2,262.5	195	631	59	300	1,230.0	319	329	-	483.5	3,976.0	2.43%	554	61.6%

注：第1表の注と同じ  
：( )内は、平成29年

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

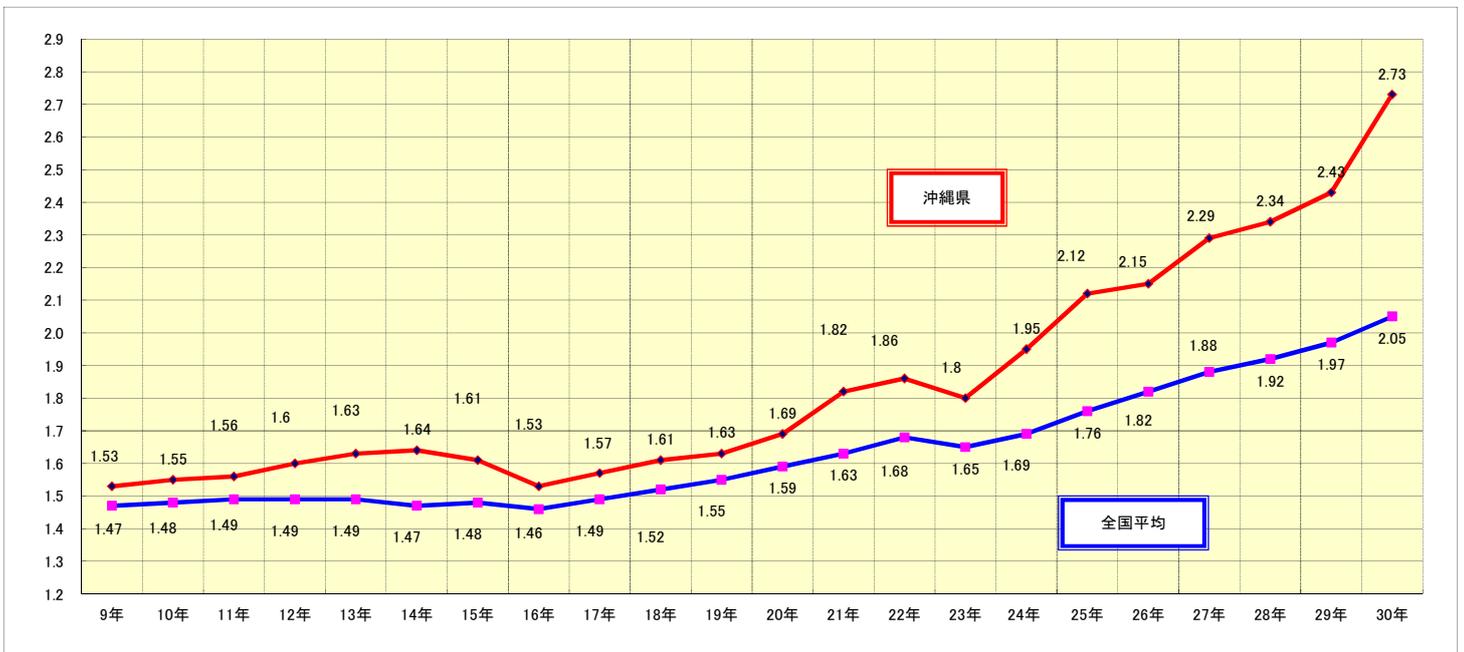
	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
雇用障害者数	1,001	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0	3,976.0	4,675.0
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	65,604	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5	163,869.5	171,122.0



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全国	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05
沖縄	1.53	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43	2.73



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

## 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	／ 100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	／ 3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	／ 1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	／ 1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	／ 1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	／ 773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	／ 954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	／ 1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	／ 1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	／ 1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	／ 1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	／ 3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	／ 2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	／ 20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	／ 4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	／ 1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	／ 1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	／ 1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	／ 737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	／ 623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	／ 1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	／ 1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	／ 2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	／ 6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	／ 1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	／ 888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	／ 1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	／ 8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	／ 3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	／ 645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	／ 615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	／ 471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	／ 584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	／ 1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	／ 2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	／ 954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	／ 511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	／ 864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	／ 1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	／ 539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	／ 3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	／ 603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	／ 1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	／ 1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	／ 845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	／ 822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	／ 1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	／ 985

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	--
  
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）
  
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること



**【参考】**

◎平成 30 年 6 月 1 日現在の沖縄県内の公的機関における障害者任免状況通報等の集計結果の補正について

平成 30 年 12 月 25 日公表の「平成 30 年 6 月 1 日現在の沖縄県内の公的機関等における障害者任免状況通報等の集計結果について」は、12 月 25 日から 4 月 3 日までの間に把握された訂正等を反映したものに基いております。補正後の集計結果については、沖縄労働局HP下記のリンク先をご覧ください。

[平成30年6月1日現在の沖縄県内の公的機関等における障害者任免状況通報等の集計結果について  
\(一部補正\)](#)